

主任技術者の兼務が可能な取扱いについて（R5.1.1～）

建設業法第26条で定めている主任技術者について、公共性のある工作物に関する重要な工事において設置する主任・監理技術者は、工事1件の請負代金額が4,000万円（建築一式工事においては8,000万円）以上の場合は、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。また、前記の工事のうち、下請負契約の総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、主任技術者に代わって監理技術者資格証を有する監理技術者を配置しなければなりません。

この度、国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知「建設工事の技術者の選任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日付け国土建第272号）、「建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱い」を踏まえ、本市で発注する建設工事等において、次のとおり条件を緩和し、入札参加機会の拡大を図ります。

なお、兼務の対象となる工事は、国、県・市町村等のいずれかが発注する工事となりますが、南アルプス市以外の発注者が兼務を認めるか否かは、当該発注者の判断となりますので、各発注者に確認してください。

I 主任技術者の兼務が可能な取扱い

（1）対象工事

請負代金額が4,000万円（建築一式工事である場合は8,000万円）以上の主任技術者の専任が本来必要な工事であって、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、南アルプス市内又は工事現場の相互の間隔が10km程度（最も近い地点間の直線距離）以下の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

（2）発注機関

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）

（3）兼務可能数

一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、2件まで

（4）その他要件

- ・兼務する工事が監理技術者の配置が必要でないこと
- ・兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと

II 主任技術者を兼務する際の注意事項

(1) 「一体性若しくは連続性が認められる工事」とは、次のような事例が考えられます。

- ・ 同一路線や同一河川で実施する工事
- ・ 同一区画整理地内や同一県営公園内で実施する造成工事、道路改築工事、上下水道工事
- ・ 同時に複数箇所で交通規制を行なうような複数工事
- ・ その他、特別な事情がある場合

(2) 「施工にあたり相互に調整を要する工事」とは、次のような事例が考えられます。

- ・ 資材の調達を一括で行う場合
- ・ 工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合
- ・ 工程調整や安全確保のための調整を要する場合
- ・ 土量配分計画の調整を要する場合
- ・ その他、特別な事情がある場合

III 手続き

(1) 他機関発注工事との兼務の場合は、「建設工事の現場代理人及び主任技術者等の兼務に係る取扱いについて」の「III 手続き方法」及び「他機関発注工事との兼務様式」をご確認ください。

(2) 本市発注工事との兼務の場合は、契約時に「現場代理人及び技術者通知書」と同時に指定様式へ兼務する他の工事について記入し、提出してください。

IV その他

(1) 要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼務を認めない場合があります。

(2) 提出された「現場代理人及び技術者通知書」の記載内容に虚偽があった場合又は兼務により現場体制に不備が生じるか、不良な工事となった場合は、当該兼務の取消し、工事成績評定への反映、指名停止等必要な措置を取ることがあります。

(3) 上記に記載がない事項については、発注者（監督員）等の指示に従ってください。

V 適用開始日

令和5年1月1日（請負契約の時点にかかわらず、すべての工事について適用）